

日本きのこ学会旅費規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

第1条 この規程は、一般社団法人日本きのこ学会（以下「当法人」という。）の会員及び会員以外の者に対する旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 日本きのこ学会定款(以下「定款」という。)に規定した会員である。
- (2) 内国旅行 本邦における旅行をいう。
- (3) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (4) 出 張 学会用務のため一時その在勤地又はその住居を離れて旅行することをいう。

第3条 会員が、当法人の依頼により出張した場合には当該会員の個人に対し、旅費を支給することができる。

- 2 会員が、理事会及び当法人の用務により出張した場合には、旅費等を支給することができる。但し、大会、シンポジウム、研修会等の行事のときに開催する理事会・編集委員会・代議員会では原則として旅費は支給しない。
- 3 会員以外の者が、当法人の依頼により出張した場合には、その者に対して旅費を支給することができる。
- 4 当条に規定する当法人の依頼に基づく出張とは、理事会の承認を経て会長が認めた案件を指すものとする。

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とする。

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費を計算する。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする者、及び概算払に係る旅費の支給を受けたもので、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な事項を記入して、事務局に提出しなければならない。

- 2 会員以外の者に旅費を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、所定の手続きを事務局が代行することができる。また、会員に対して旅費を支給する場合も、必要に応じて事務局が代行することができる。

第7条 鉄道賃の額は、急行料金・座席指定席料金の範囲内の実費とする。

- 2 前項に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。但し、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のある場合には、この限りでない。

- 3 第1項に規定する座席指定料金は、前項の規定により急行料金が支給される場合に限り、支給することができる。

- 4 第1項に規定する実費は、事前に公表されている運賃表の額を持って証明とすることができる。

第8条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（港湾施設利用料を含む。）による。

第9条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（空港施設利用料を含む。）による。

第10条 車賃の額は、次に掲げる額による。

- (1) 公共の交通機関による旅行の場合には、現に支払った旅客運賃
- (2) 前号に規定する現に支払った旅客運賃は、事前に公表されている料金表の額を持って証明とすることができる。
- (3) 用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により公共の交通機関以外の交通機関等による旅行をする場合には、現に支払った旅客運賃
- (4) 自家用車を使用して旅行する場合には、走行距離1キロメートルにつき30円

- 2 前項第3号に規定する走行距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

第11条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金等の額による。但し、その額が1泊につき1万円を超えるときは、用務上の必要又はその他やむを得ない事情がある場合を除き、1万円とする。

第12条 旅行雑費の額は、通信費、有料の道路の料金、駐車場の料金その他の雑費について、現に支払った額による。

第13条 外国旅行の旅費については、第4条の規定にかかわらず、出張の目的及び当該事由の状況にかんがみ、理事会の承認を経て会長が必要と認めた額を旅費として支給することができる。

第14条 財政上又は、その他の理由により、理事会の承認を経て会長が必要であると認めたときは、旅費の支給額を調整できるものとする。

- 2 旅費の請求、旅費の計算等の手続きの手順・様式等は、理事会の承認を経て会長が認めた上で、別に定めるものとする。
- 3 その他当法人の事業に係わる旅費については、予算の範囲内で定める額を費用弁償することができる。
- 4 当該規程で想定しない事由が発生した場合は、理事会の承認を経て会長が認めた必要な措置を講じることができる。

第15条 本規程の改定は代議員会の決議による。

日本きのこ学会編集委員会規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

- 第1条** 当法人の編集委員会の運営並びに会誌等の刊行に関わる規則は、当法人の定款に定められたことのほかは、この規則によって定める。
- 第2条** 当法人は、毎年1巻、4号の日本きのこ学会誌(英語名:Mushroom science and biotechnolory)を発行し、会長がその発行代表者となる。
- 第3条** 日本きのこ学会誌等の編集および掲載論文等の審査を行うために編集委員会を設置する。
- 第4条** 編集委員会委員長(以下「編集委員長」という)は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第5条** 編集委員会は、編集委員長及び若干名の編集委員により構成する。
- 第6条** 編集委員は、編集委員長が原則正会員の中から推薦し、会長が指名する。
- 第7条** 編集委員長は、編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。
- 第8条** 編集委員会は、必要に応じて幹事を原則正会員の中から委嘱することができる。
- 第9条** 編集委員長及び編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第10条** 会報の編集、投稿に関する事項は日本きのこ学会誌投稿規程及び日本きのこ学会誌執筆要領に定める。